

令和 7 年度第 21 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 27 日

担当部・課：復興企画部 SDGs 移住定住推進課 [内線 4223]

①件名

二地域居住の推進に向けた石巻市特定居住促進計画の策定及び石巻市特定居住支援法人の公募について

②施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

国においては、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」が制定され、二地域居住の円滑な推進を目的として、地方公共団体が特定居住促進計画を策定するとともに、官民が連携し、二地域居住者に対し「住まい」・「なりわい」・「コミュニティ」を提供する活動に取り組む法人を特定居住支援法人として指定する制度が創設された。

本市においては、今年度、株式会社巻組、一般社団法人シェアリングエコノミー協会東北支部及び本市によるコンソーシアムを設立し、国土交通省の二地域居住等促進事業費補助金（二地域居住先導的プロジェクト実装事業）を活用した実証的な取組を進めているところである。

今後、当該取組を一過性の事業にとどめることなく、継続的に推進していくためには、事業の方向性等を整理した計画を策定するとともに、民間事業者等と連携した支援体制を制度的に位置付ける必要がある。

【目的】

本市における二地域居住の推進に向けた基本的な方針等を定める特定居住促進計画を策定するとともに、民間事業者等による二地域居住希望者への支援活動を適切に位置付け、行政と民間が連携した支援体制を構築するため、特定居住支援法人を指定し、関係人口の創出・拡大、空き家等の地域資源の有効活用及び地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令】**

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 31 号）

【[総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無] 又は [個別計画との整合性]】

第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち

第 2 節 少子高齢化に対応する移住・定住の促進

1 移住したくなるライフスタイルの形成を図る

④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 3 月 13 日	「石巻市ふるさと二地域居住コンソーシアム」の設立
7 月	次年度以降における二地域居住の取組内容検討開始
8 月	石巻市地方創生推進アドバイザーの選任
11 月～12 月	全庁照会
12 月	市民との意見交換会の実施、県との協議

⑤主な内容**【特定居住促進計画】**

本計画は、二地域居住の促進を通じた地域の活性化を図るために、促進区域、基本方針、拠点施設の整備に関する事項及び関連事業を定めるものである。

基本方針として、「石巻へ“訪れ続けたくなるまち、住みたくなるまち”」の実現を目指し、空き家等を活用した住環境の整備、一次産業等の地域資源を活かした体験の提供、地域との交流促進を柱に、「住まい」「なりわい」「交流」の三つの視点から二地域居住を推進する。

計画期間：令和 7 年度から 11 年度までの 5 年間

促進区域：市街化区域を中心とした都市型居住促進エリアとする。

拠点施設：既存の宿泊施設やコワーキングスペース等を活用するとともに、空き家や空き住戸を活用した新たな滞在・交流拠点の整備について検討する。

取組内容：相談窓口の設置及び情報発信、お試し二地域居住体験事業の実施、二地域居住者証「まきパス」の発行並びに地域資源を活用した体験プログラムの実施等により、施設整備と一体となった取組を推進する。

目標：	・空き家・空き戸活用数	現状値（令和7年度）3軒	令和11年度 14軒
	・体験プログラム提供数	現状値（令和7年度）3件	令和11年度 20件
	・二地域居住者数		令和11年度 120名

【特定居住支援法人の公募】

特定居住支援法人の公募については、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律に基づき、指定に関する基準及び手続等を定める要綱を整備し、適切な運用を図るものである。

指定に当たっては、申請により、市長が法人の組織体制、事業実績、業務計画、経理的基礎等を確認し、二地域居住の促進に関する業務を適正かつ確実に遂行できると認められる法人を指定する。

指定対象法人：特定非営利活動法人、一般社団法人・一般財団法人又は特定居住の促進を目的とする会社とし、役員の欠格事由や暴力団排除要件を設けることにより、公共性及び信頼性の確保を図る。

指定法人の業務：特定居住希望者への情報提供、相談対応、イベントの開催、拠点施設の整備等を指定法人の計画に基づき実施する。

指定後の指導：事業計画及び事業報告等の提出を求めるとともに、業務が適正に実施されていない場合には改善命令を行い、必要に応じて指定の取消しを行うなど、適切な指導・監督を行う。

※詳細は別紙のとおり

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

特定居住促進計画の策定により二地域居住の推進方針を明確化し、特定居住支援法人の指定により民間との連携体制を構築することで、施策の実効性を高める。これにより、関係人口の拡大や地域資源の有効活用等が期待される。

【市の財政の負担】

市の負担なし

⑦他の自治体の政策との比較検討

【県内の状況】

特定居住促進計画：気仙沼市（二地域居住先導的プロジェクト実装事業2次公募採択）

特定居住支援法人の指定：東松島市（同上事業1次公募採択）

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和8年1月	石巻市特定居住促進計画の策定及び公表
	特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱の制定
2月	特定居住支援法人の公募
3月	特定居住支援法人の指定

⑨その他